

池田町行政改革大綱実施計画 池田町集中改革プラン実施計画

事務事業の再編・整理、廃止・統合

[現 状]

当町においては、従前から事務事業の見直しを行っており、一定の効果をあげている。
当町の平成16年度末における費目別の事業費等は下表のとおりです。

単位：百万円

項 目	金 額		項 目 の 説 明
	臨時的な経費	経常的な経費	
人件費	13	1,386	人件費とは職員給・特別職・議員等報酬・手当等
物件費	310	670	物件費とは賃金、旅費、交際費、需用費などを指します。
維持修繕費	0	50	町が管理する公共施設の効用を保全するための経費
扶助費	0	640	町が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法に基づき、被扶助者に対し、生活を維持するために支出する経費
補助費	580	720	町から各種団体、民間等に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。
投資的経費	1,800	0	資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費
その他	610	870	上記の経費の他、公債費、積立金、繰出金等があります

1. 臨時的経費とは、…一時的、偶発的に支出される経費を言い、建設事業等によっては一時的に増えることがあります。
2. 経常的経費とは、…年々持続して固定的に支出される経費を言い、今回の行政改革では、この経費を減らすことが主な目標となります。





[取組目標]

すべての事務事業について、あらためて、**新たな行政課題やニーズの変化に的確に対応しているか？ 事業の必要があるか？**について見直し、整理合理化を進め、極限まで経費の削減を行うことを目標とします。具体的な取り組み事項は下表のとおりです。

記号の意味
○ : 調査検討(検討結果がまとまり次第、実施時期を公表していきます)。
● : 実施。 ➡ : 実施した取組の継続。

取 組 事 項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
		人件費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤特別職の給与の削減 町長・助役・収入役・教育長の給与 <li style="margin-left: 20px;">○ H17年度に10%削減 <li style="margin-left: 20px;">○ H18年度更に2%削減(時限措置) ● 議員報酬の削減 12%削減 <li style="margin-left: 20px;">(時限措置) ● 議員定数の削減 <li style="margin-left: 20px;">18人 14人 <li style="margin-left: 20px;">○ 削減の検討 			

	<ul style="list-style-type: none"> 各種行政委員会委員 非常勤特別職等の報酬 12%削減(時限措置) 				
	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会委員定数の削減 (27人 20人) 				
物件費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 賃金:臨時職員の就労時間の縮減 (1日7時間から5時間に短縮) 				
	<ul style="list-style-type: none"> 旅費:旅費に関する条例、規則の見直しと費用弁償の削減 日当支給範囲:30km未満廃止30km以上100km未満定額の1/2支給に見直し 				
	<ul style="list-style-type: none"> 議員・区長連合会理事会費用弁償 カット 				
	<ul style="list-style-type: none"> 各行政委員研修費の見直し 				
	<ul style="list-style-type: none"> 交際費:町長・議長交際費の慶弔費等支出の見直しと会合参加の絞込 				
	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等から定期的に刊行される情報提供誌などの町広報誌への集約を行い、経費の節減と合わせて区長などの配布の負担軽減 				
	<ul style="list-style-type: none"> 事務服貸与制度の廃止 				
	<ul style="list-style-type: none"> 役務費:郵便料の節減 				
	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費:公用車、消防車両、パソコン等耐久性備品更新延長 				
	<ul style="list-style-type: none"> 委託料:各施設の業務の見直し 				
	<ul style="list-style-type: none"> 使用料:町マイクロバス運行方法の見直し 				
	維持補修費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 道路など改良工事における土木工法の見直し 			
<ul style="list-style-type: none"> 公共的施設の町と地元集落との経費負担の明確化と施工方法の見直しを検討 					
<ul style="list-style-type: none"> 道路維持修繕の計画的な取組(下水道整備計画との連携) 					
扶助費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現行のサービスを維持しながら対象者の適正化を検討 				
	<ul style="list-style-type: none"> 県補助金の廃止される事業や介護保険法の改正点との整合性を図りながら事業の必要性を検討 				
補助費等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 団体補助のあり方を検討し、一律20%の削減 				
	<ul style="list-style-type: none"> 県単独事業の受入の是非とその 				

	<p>補助事業の終了、廃止によりそのまま町単独事業への振替は安易に行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援、生産者支援等の補助の見直し ・町税の前納報償金の見直し ・法人立保育園運営補助の見直し 									
・当面の事務事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童を保育園にて指導、保育を行う方式で幼保一元化を図り、3カ所の児童館を開設 ・子供たちがさまざまな体験活動を通じて社会性、倫理観、正義感、感動する心をもった人間に成長することを目指し、保育園、小学校で特色ある教育を進める ・企業誘致と地域の特性を資源とした観光交流産業の推進 									 
・広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・養基組合の運営について地域の教育、児童福祉施策に対する住民の安心・安定を望む声に応え、専任事務局体制とする ・広域性、専門性の高い行政サービスについては広域連合、一部事務組合などによる事務の共同化の促進を図る ・情報通信、ゴミ処理、税・公共料金の徴収、教育分野など検討を行い、事務の効率化、スケールメリットによる経費節減を図る 									
・各種団体の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織の再編に伴い、婦人防火クラブ員の削減を検討 ・各種団体の補助基準の見直しを検討...運営費補助から事業費補助への転換、補助終期の設定 									
・震災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建物の耐震対策、急傾斜地等危険箇所の土木事業の優先実施 ・災害時における情報の収集及び発信のためそれぞれの役割が果たせるネットワーク化する地域(地区)自主防災組織のマニュアルを作成していく。 ・集落公民館耐震調査補助 ・地区公民館耐震調査 									

民間委託等の推進

【現 状】

民間への委託についても、従来からコスト削減等の観点から実施してきた。しかし行政のスリム化やサービス向上の観点から、今後より一層、民間や地域で実施できるものは、できるだけそれらで行えるよう検討し、推進していく必要がある。

なお、当町の平成16年度末における種類別の委託状況は下表のとおり。

施設種類	直 営	一部委託	全部委託	指定管理	備 考
公の施設関係					
レクリエーション・スポーツ施設 (21施設)		21		0	施設の例示
産業振興施設 (3施設)	3				
基盤施設 (21施設)	9	12			
文教施設 (17施設)	7	10			
医療・社会福祉施設(16施設)	6	10			
事務事業関係				-	
本庁舎清掃			1	-	
本庁舎夜間警備	1				
案内・受付	1				

指定管理者とは、地方自治法の改正により、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」に代わって、「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度では、民間企業や NPO などを含む法人その他団体が、公の施設の管理を行うことができる事となりました。

【取組目標】

各事務事業について公立と民間とのコスト(直営と民間、正規とパート)比較、サービス比較(公がやるべき業務かまたその必要性について)を行うとともに、公の施設については、平成15年度から制度化された指定管理者などへの委託ができないかなど、調査検討を行い、可能なものは極力実施する。

具体的な取組み事項は下表のとおり。

記号の意味

○ : 調査検討(検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

● : 実施。 ➡ : 実施した取組の継続。

取 組 事 項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
公の施設の民間委託の推進	・レクリエーション・スポーツ施設					
	総合体育館・池田公園等(別表参照)について、19年度指定管理者導入に向け検討					
	上記以外の施設について、21年度までに管理方針について検討					
	・産業振興施設 21年度までに管理方針について検討					

・基盤施設 21年度までに、町営住宅・都市公園について、管理方針の検討。 水道・下水道施設については、一部委託の検討。					
・文教施設 学校を除く施設について、管理方針の検討。					
・医療・社会福祉施設					
福祉センターについて、指定管理者制度の導入					
上記以外の施設について、21年度までに管理方針の検討					

指定管理者導入関係の別紙1「集中改革プラン関係 民間委託等の推進(指定管理者の活用を含む)」及び別紙2「公の施設の管理目標一覧表」のとおり。

定員管理の適正化

【現 状】

当町における職員数は、これまでの取り組みの結果、総務省の定める「類似団体職員数」と比較しても「大きく下回っている」と言える。しかし、今後、集中改革プラン等を進める中で、計画的に職員定数の適正化を図っていく必要がある。

類似団体職員数との比較

比 較	池田町	類似団体の職員数
H16.4.1現在普通会計職員数	179人	217人

1. 類似団体職員数とは、…全国の市町村を人口と産業構造により、市については36、町村については85に分類し、人口1万人当たりの数値(単純値、修正値)から、その団体の定員管理の基準となる職員数を算定するものです。
2. 普通会計とは…地方公共団体の会計の内公営企業会計を除く会計をいう。一般的には、一般会計、貸付金会計、土地取得会計等をいう。

【取組目標】

定員管理適正化計画を定め、計画的な定員管理に努めるとともに、職員の配置など適材適所の職員配置の検討や、人材の育成などにより、マイナス6.09%(H17.4.1とH22.4.1との比較)を上回る職員の純減を図る。具体的な取り組み事項は下表及び「定員管理適正化計画」のとおり。

記号の意味

: 調査検討(検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

: 実施。 ➡ : 実施した取組の継続。

取組事項	内 容		H 17	H18	H19	H20	H21	H22	
定員管理の適正化	・定員管理適正化計画の策定								
	・平成 22 年 4 月 1 日現在で、平成 17 年 4 月 1 日比較 - 6.09%の純減を図る。 【詳細は、定員管理適正化計画参照】								
	年度 項目	H11	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	新規採用者数	5	11	0	5	1	2	6	5
	退職者数	3	9	7	2	4	9	9	
	職員数の推移	185	200	197	195	194	192	189	185
	増 減			3	2	1	2	3	4
総職員数であるため、上記の普通会計職員数と一致しない。 平成 17 年度の職員数は、養基組合へ 1 名の異動があり 197 名となっている。									

給与制度・手当の見直し

【現 状】

(池田町のこれまでの取り組み記載)をしてきたところであるが、今後より一層、町民の納得が得られるような給与制度の運用・水準等の適正化を図っていく必要がある。

【参 考】

平成17年度池田町の給与の状況(HP公表のページ)

【取組目標】

給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していくとともに、各種手当(管理職手当や特殊勤務手当など)についても見直しを行う。具体的な取り組み事項は下表のとおり。

— 記号の意味 —

○ : 調査検討(検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

■ : 実施。 : 実施した取組の継続。

取組事項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
・職員給与制度の見直し	給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく。					
・職員退職時特昇の廃止	職員退職時の優遇措置として勤務成績の優秀な者についての特別昇給を廃止。					

・各種手当での見直し	管理職手当の見直し(支給率引き下げ)	
	課長以上 10%、主幹 8% 総括部長	
	8%、部長 7%、課長 6%、主幹 4%	
	税務手当(支給率引き下げ)	
	5% 3%	
	その他手当の見直し	
	マイクロバス運転手当	

第三セクター(土地開発公社)及び地方公営企業の経営健全化

【現 状】

第三セクター(土地開発公社)

現在のところ、当町が出資し関与している団体は、『池田町土地開発公社』のみであり、公有地の拡大の推進に関する法律の規程に基づき設立され、町の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行っているが、長期保有土地を抱えており、当該土地等の縮減が喫緊の課題となっている。

土地開発公社の概要

池田町土地開発公社 昭和43年4月11日設立、出資金5,000千円 役員数15名

保有土地83,943.92㎡

地方公営企業

当町における地方公営企業については、水道事業(上水道・簡易水道)、下水道事業(公共下水道・農業集落配水施設)があり、簡易水道については経営状況はいいが、上水道については、平成2年度から平成5年度までの4年間で総額30億5,700万円を投じて整備してきたが、池田山等の伏流水を水脈とする地下水が豊富であり、集落ごとの共同井戸による共同水道が普及しており、上水道の使用については基本料金世帯が75.5%となっており、使用水量は伸び悩んでいる状況にあることから高料金などの課題を抱えている。

また、下水道については農業集落排水事業については、7処理区全てが供用開始されいるが接続率の低い処理区がある

公共下水道事業についても、平成15年から一部、供用開始され平成18年1月現在、整備面積140㍉で接続率は、63%となっており、接続率が課題となっている。

【取組目標】

第三セクター(土地開発公社)

土地開発公社については、保有土地や今後の事業計画もあるため、引き続き事業等を継続していくが、長期保有土地の早期処分を進めていく。

地方公営企業

水道事業・下水道事業については、経費削減や、接続率・有収率等の向上など経営努力を行うと共に、民間委託等についても検討する。

具体的な取り組み事項は下表のとおり。

記号の意味

○ : 調査検討(検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

□ : 実施。 ➡ : 実施した取組の継続。

取 組 事 項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
土地開発公社の保有地処分計画の策定	長期保有する土地を縮減することが喫緊の課題であることから公社経営健全化計画を策定し、合わせて土地処分計画に基づき、計画的に実施する。					
地方公営企業の経営健全化	経営の改善・合理化のための計画策定					
	・事務委託など民間委託等の推進					
	上水道					
	簡易水道					
	公共下水道					
	農業集落排水					
	・経常経費の削減		⇒			
	上水道					
	簡易水道					
	公共下水道					
	農業集落排水					
	・接続率等の向上		⇒			
	上水道					
	簡易水道					
	公共下水道					
	農業集落排水					
有収率の向上：毎年目標値を定め取り組む		⇒				
上水道事業						
簡易水道事業						

経費の節減等の財政効果

【これまでの取り組み】

- ・ ISO 14001の導入による経費削減
- ・ 庁内 LAN 構築による事務の効率化
- ・ 故紙類の拠点収集による処理費用の削減
- ・ 施設管理におけるシルバー人材の活用による経費削減

【今後の取り組み】

集中改革プランの取組みの実施することによる、各経費削減などの歳出抑制目標である数値等、自主財源の確保のための目標について、下表のとおりとして削減に取り組んでいく。

記号の意味

○ : 調査検討 (検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

□ : 実施。 ⇒ : 実施した取組の継続。

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

数値は、対16年度末との比較です。

取 組 事 項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
人件費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤特別職の給与の削減 町長・収入役・教育長の給与 ・H17年度に10%削減(350万円) ・H18年度更に2%削減(53万円) ・議員報酬の削減12%削減 (1,050万円) ・議員定数の削減(18人 14人) H20年度(2,300万円) ・職員定員管理に基づく定員減 H22.4.1までに12人削減 H22.4.1月までに(11,930万円) ・職員手当の見直し 管理職手当 (500万円) 税務手当5% 3%(70万円) ・非常勤特別職等の報酬 12%削減 (430万円) 農業委員会委員の定数削減 (27人 20人)(118万円) ・その他報酬の見直し 町議会議員・区長等への委員報酬 を削減(58万円) 					
物件費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費:旅費に関する条例、規則の見直しと議会議員費用弁償の削減 職員旅費 (350万円) 議会議員の費用弁償(260万円) 区長理事会費用弁償(48万円) ・社会福祉協議会等から定期的に刊行される情報提供誌などの町広報誌への徹底集約を行い、経費の節減と合わせて区長などの配布の負担軽減 (93万円) ・事務服貸与制度の廃止 (400万円) ・郵便料の節減 (180万円) ・公用車・消防車輛・パソコン等耐久性備品の更新延長 (300万円) ・委託料:各施設の業務の見直し 庁舎・中央公民館等公共施設の清掃 					

	業務清掃回数の見直しによる業務委託料の減 (420 万円)				
維持補修費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・道路など改良工事における土木工法の見直し (1,300 万円) ・下水道工事工法の見直し (5,300 万円) ・町営住宅修繕等緊急性の高いものから修繕 ・公共的施設の町と地元集落との経費負担の明確化と施工方法の見直しを検討 ・道路維持修繕の計画的な取組(下水道整備計画との連携) 				
扶助費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のサービスを維持しながら対象者の適正化を検討 (77 万円) ・県補助金の廃止される事業や介護保険法の改正点との整合性を図りながら事業の必要性を検討 (300 万円) 				
補助費等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体への補助のあり方を検討し、一律20%削減 (1,170 万円) ・町税の前納報償金の見直し(交付率 1/100 → 0.3/100 に引き下げ) (1,210 万円) ・法人立保育園運営補助の見直し (600 万円) ・生ごみの減量化年間 3 %、125 トン削減 (550 万円)を目指す 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童を保育園で指導、保育を行う方式で幼保一元化を図った (1,500 万円) 				

(2) 自主財源の確保

【現況と今後の取り組み】

自主財源の確保には町税の収納率向上が挙げられる。平成16年度では町税全体で、97.37%の収納実績がある。今後、更に町税の収納率の向上を目指し、次の数値を目標値として取り組んでいく。

税 目	目標収納率(現年分)%					
	H16実績	H17見込	H18	H19	H20	H21
個人住民税	99.39	99.41	99.44	99.47	99.50	99.53
法人住民税	99.73	100	100	100	100	100
固定資産税	99.00	99.03	99.06	99.09	99.12	99.15
軽自動車税	99.62	99.70	99.70	99.70	99.70	99.70
国民健康保険税	96.84	96.91	96.98	97.05	97.12	97.20

その他についての具体的な取り組みは下表のとおり。

取 組 事 項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
税源の確保と収納率向上	<ul style="list-style-type: none"> 課税客体の把握 滞納整理強化 (280万円増) 町税収納率の向上 		→			
	<ul style="list-style-type: none"> 人口の増加や企業誘致など産業の活性化を促進し、中長期的な視点から住民税、固定資産税などの基幹税目について税源確保、税収の増大を図る コンビニ納付:納税の利便性を図る 					
分担金	<ul style="list-style-type: none"> 分担金の徴収範囲、賦課基準の見直し 					
負担金	<ul style="list-style-type: none"> 負担金の徴収範囲、賦課基準の見直し 					
使用料手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 手数料徴収事項、料金減免規定等の見直し リサイクル資源回収取引料 (900万円増) 					
	<ul style="list-style-type: none"> 保育料徴収基準など徴収額の細分化を図り、負担の公平性を進める 農業集落排水、公共下水道の使用料の改訂を検討 行政財産使用料徴収条例の見直し (各施設の設置条例・規則にある使用料の範囲・料金などの見直し、減免規定の見直し) 職員自家用車の駐車料金 一人当たり毎月1,000円を平成17年8月より徴収(360万円増) 		→			

町有財産の有効活用 ・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道・下水道の接続率の向上 ・財産貸付収入...貸付料の見直し ・町有財産の売却...普通財産を中心に検討 	
------------------	---	--

記号の意味

○ : 調査検討 (検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

■ : 実施。 ➡ : 実施した取組の継続。

その他

・開かれた行政の推進

取組事項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
行政情報の公開・共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の公開、住民との情報の共有化を各分野で進めるとともに政策を住民とともに考える仕組みづくりを行い、身の丈にあった行政運営を図る 					
行政評価制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・町の総合計画に沿った事務事業となっているか、各課の点検を進め、点検結果を計画審議会などで公表していく。 					

・協働型行政運営の推進

取組事項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
住民と行政との協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・町民、事業者、行政が一体となり循環型社会の形成を進める ・まちづくりに対する町民の意見募集及び協働型の行政運営の啓蒙 ・まちづくりワークショップ等で、まちづくりの意見聴取、 ・まちづくり指標を策定 ・パブリックコメント制度導入についての検討 					

記号の意味

○ : 調査検討 (検討結果がまとまり次第、実施時期等を公表していきます。)

■ : 実施。 ➡ : 実施した取組の継続。

・住民サービスの向上と生活基盤の整備

取組事項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
窓口サービス	・現行水曜日の開設を実証する中で、20時までの延長と、住民異動の多い3月末、4月初めの平日の開設					
図書館	・祝日の開館を検討する					
医療対策	・将来、町内内科医・小児科医の不足が考えられることから、その誘致開設を検討する。					
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・横断的に業務を進めるため、大課制への移行を進め、子育て支援の充実等に配置 ・児童手当拡大(小3 小6)の拡大 ・福祉医療費の児童・生徒町単扶助 外来: 小学3年生まで 入院: 中学3年生までに拡大 ・学童保育を試行的に4年生まで行っているが、今後条例改正し、正式に4年生までとする 					
近鉄線支援	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄線利用者への無料駐車場の確保(43台) ・池田山を中心に史跡、温泉お茶等を組み合わせてPRし、ウォーキング等を企画し、併せて近鉄の利用促進を図る 					

・電子自治体の構築と適正な情報処理

取組事項	内 容	H17	H18	H19	H20	H21
・電子文書の管理能力の向上	・庁内 LAN システムを利用して事務処理の簡素化・効率化を引き続き推進するとともに、電子文書の管理能力の向上を図る					
・情報セキュリティ	・電子自治体の推進など情報化を円滑に推進するため、情報ネットワーク化を踏まえ、情報セキュリティの強化とモラルに対する研修の充実を図る。					